

# 独立行政法人評価制度委員会

主管省及び庶務担当部局課 総務省行政管理局管理官（独立行政法人評価担当）

電話番号 (03) 5253-5445

## ホームページ

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/dokuritugyousei/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/dokuritugyousei/index.html)

根拠法令 独立行政法人通則法第12条

設置年月日 平成27年4月1日

## 所掌事務

1. 総務大臣が定める目標策定及び評価に関する指針を策定・変更しようとするとき、あらかじめ総務大臣に意見を述べること
2. 中（長）期目標の策定・変更、中（長）期目標の期間における業績評価、中（長）期目標の期間の終了時までの中期目標管理法・国立研究開発法人の業務及び組織の全般にわたる見直し内容などについて、主務大臣に意見を述べること
3. 中期目標管理法・国立研究開発法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすること
4. 3. の場合において、特に必要があると認めるときに、内閣総理大臣に意見具申をすること
5. 独立行政法人の業務運営に係る評価の制度に関する重要事項を、調査審議し、必要があると認めるときは、総務大臣に

意見を述べること

6. 独立行政法人の業務運営に係る評価の実施に関する重要事項を調査審議し、評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べること
7. その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること

**分科会等**

＜分科会＞ なし

＜部 会＞ 評価部会、会計基準等部会

委員＜定数＞ 10人以内（学識経験者）

うち常勤 なし

＜任期＞ 2年

＜氏名＞ ◎澤田 道隆（花王株式会社取締役会長）

○原田 久（立教大学法学部教授）

高橋 伸子（生活経済ジャーナリスト）

天野 玲子（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構監事）

金岡 克己（株式会社スカイインテック特別参与）

栗原 美津枝（株式会社価値総合研究所代表取締役会長）

島本 幸治（ソシエテ・ジェネラル証券株式会社代表取締役社長）

浜野 京（信州大学理事）

○梶川 融（太陽有限責任監査法人代表社員会長、日本公認会計士協会公会計協議会会長）

野崎 邦夫（住友化学株式会社常勤監査役）

## 諮問・答申事項等

- ・独立行政法人の中（長）期目標の変更について（医薬基盤・健康・栄養研究所、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構）（R2. 7. 16）
- ・独立行政法人の中（長）期目標の変更について（日本医療研究開発機構、水資源機構）（R2. 8. 24）
- ・独立行政法人の中（長）期目標の変更について（宇宙航空研究開発機構、日本芸術文化振興会）（R2. 10. 23）
- ・独立行政法人の中長期目標の変更について（防災科学技術研究所、宇宙航空研究開発機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構、物質・材料研究機構、理化学研究所）（R3. 1. 26）
- ・令和3年度から始まる中（長）期目標案について（R3. 2. 18）
- ・独立行政法人の中（長）期目標の変更について（情報通信研究機構、科学技術振興機構、国立病院機構、日本貿易振興機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構）（R3. 2. 18）
- ・独立行政法人の中期目標の変更について（鉄道建設・運輸施設整備支援機構）（R3. 3. 24）
- ・「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂について（R3. 3. 26）
- ・独立行政法人の中（長）期目標の変更について（産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、中小企業基盤整備機構）（R3. 7. 8）
- ・「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』」の改訂について（R3. 9. 21）

- ・独立行政法人の中期目標の変更について（労働者健康安全機構）（R3. 10. 14）
- ・独立行政法人の中期目標の変更について（勤労者退職金共済機構）（R4. 1. 26）
- ・「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定について（R4. 2. 22）
- ・令和4年度から始まる中（長）期目標案について（R4. 2. 22、R4. 3. 1）
- ・独立行政法人の中（長）期目標の変更について（日本医療研究開発機構、国立美術館、科学技術振興機構、福祉医療機構、工業所有権情報・研修館、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構）（R4. 2. 22）